

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- ・共通 IT システムの活用により、サプライチェーン全体での情報共有を促進し、より一層の業務効率化と中小受託事業者の負担軽減に努めます。
- ・中小受託事業者によるグリーン化（脱・低炭素化）の取組を支援するため、GHG 排出量可視化プラットフォームを無償提供し、サプライチェーン全体の環境負荷低減を加速させることを目指します。
- ・説明会・訪問調査・遠野サプライヤーパークの提供等を通じて、中小受託事業者への B C P（事業継続計画）策定の支援・助言等を進めます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

① 價格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、中小受託事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、中小受託事業者の適正な利益を含み、中小受託事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト增加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、中小受託事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③ 手形などの支払い条件

中小受託事業者だけでなく、中小受託取引以外の企業間取引についての支払い代金は、すべて現金（月末締め翌月末払い）にて支払います。

④ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、中小受託事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、中小受託事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- 当社 WEB サイトに「SMC グループ行動規範」を掲載し、自由で公平な取引関係の上に取引先との信頼関係を築き、相互の発展を図る方針を明確に宣言しています。
- 当社 WEB サイトに「調達ガイドライン」を掲載し、サプライチェーン全体でのサステナビリティを推進します。
- 当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。

以上

2021年2月19日
(2026年1月13日 更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

SMC株式会社 代表取締役社長 高田芳樹